



第5号 2014年1月1日

# ひずるしい鎮玉 NEWS

## “ひずるしい鎮玉ロゴマーク” が決定しました！

2013年10月からニュースレターや新聞、インターネットで募集した“ひずるしい鎮玉ロゴマーク”。北は北海道、南は沖縄まで全国10都道府県から、合計27個のロゴマーク案が寄せられました。いずれも力作ぞろいで甲乙つけがたく、審査会ではなかなか結論が出ませんでした。新潟県上越市にお住いの金津博さんの作品に決定しました。

「ひずるしい」の頭文字「ヒ」をベースに、「これからも頑張るぞ〜」と拳を掲げ、鎮玉地域をPRしている姿をイメージし、「鎮玉」の「鎮」の頭文字「し」を腕で、「玉」は「顔」の部分で表現してくださったそうです。

今回のロゴマーク公募を通じて、鎮玉地域を知らなかった全国の方に少しでも鎮玉をPRできたことも思わぬ副産物でした。

これから新しく決まったロゴマークをシンボルに、ビオトープづくり、遊休農地の活用、各種交流事業と「田舎ゆったりプロジェクト」を本格始動させてまいります。

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。



ひずるしい鎮玉NEWS 第5号=2014/1/1=

発行：特定非営利活動法人ひずるしい鎮玉

〒431-2535 静岡県浜松市北区引佐町四方浄78番地の9

TEL 053-544-1045 FAX 053-544-1046 E-mail info@shizutama.jp

発行人：石野好弘（特定非営利活動法人ひずるしい鎮玉 理事長）

## “豊根村田んぼオーナー制度” 視察レポート

2013年11月26日、田舎ゆったりプロジェクト「農」グループが、愛知県豊根村の田んぼオーナー制度の視察をしてきました。視察を受入れてくださったのは、茶臼の里組合・組合長の村井忠市さんと豊根村観光協会事務局長の鵜飼究さんのお二人。田んぼオーナー制度を行っている田んぼ4枚3反を見学した後、道の駅グリーンポート宮嶋の2階でお話をうかがいました。



茶臼の里組合・組合長の村井忠市さん（左）



田んぼオーナー制度の現場

田んぼオーナーになっている方は、名古屋や岡崎、春日井といったところにお住いの約300組。今年で3年目ということで、積極的に手伝ってくれる常連さんもでてきたそうです。田んぼオーナーは、100平米1区画で3万円を支払い、田植え、草刈り、稲刈り、収穫祭の4回の作業などに参加することができます。収穫祭では、オーナー1組につき、玄米30キロもしくは白米25キロを受け取ることができます。

オーナーからの声としては、もっと準備段階からスタッフのお世話になるのではなく、オーナーにも関わらせてほしかったという声もあったようです。豊根村にもたくさんのお応援ができていく様子、これからも相互に交流をしていくことにしました。

---

### ★遊休農地・農作業アンケートご協力をお願い★

ひずるしい鎮玉ニュース第5号とともに、鎮玉地域における遊休農地と農作業についてお尋ねするアンケートをお配りさせていただきました。

恐れ入りますが、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。